

## 一般社団法人日本母性看護学会 研究促進委員会 規程

### (目的)

第1条 本会は、定款第2条による事業として、研究促進に関する活動を行うことを目的とする。

### (委員の構成)

第2条 本会は、次の委員をもって構成する。

- 1 理事 1名以上
- 2 正会員 2名以上

### (任務)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 日本母性看護学会研究助成の選考に関する事項
- 2 研究助成に関する事項
- 3 その他、理事会より付託を受けた事項

### (規程の改訂)

第4条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

### 附 則

本規程は、令和4年3月22日から施行する。